

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

まあぶる訪問看護ステーション

1. 基本指針

まあぶる訪問看護ステーション(以下「事業所」という)は、利用者および職員等の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定およびまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2. 本指針の目的は、まあぶる訪問看護ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止に向けた具体的な取り組みを定めることである。これには、職員、利用者の健康と安全の確保が含まれる。特に高齢者や基礎疾患を持つ利用者が多い介護現場において、感染症は深刻な影響を及ぼす可能性があるため、適切な予防措置の実施と迅速な対応が必要である。
本指針は、これらのリスクを最小限に抑え、安全な介護環境を提供するための基盤を築くことを目指す。

3. 注意すべき主な感染症

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- ① 利用者および従業者にも感染がおこり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等
- ② 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA感染症)、緑膿菌感染症等
- ③ 血液、体液を介して感染する感染症
肝炎(B型肝炎、C型肝炎)等

4. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護および安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 医療措置
- ④ 市区町村への報告
- ⑤ 保健所および医療機関との連携

5. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者および家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会(以下「委員会」という)を設置する。

- ① 事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって「専任の感染対策を担当する者」(以下「担当者」という)とする。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は、定期的(年2回以上)かつ必要な場合に担当者が招集する。
委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。
 - ア 事業所内感染対策の立案
 - イ 指針・マニュアル等の整備・更新
 - ウ 利用者および従業者の健康状態の把握
 - エ 感染症発生時の措置(対応・報告)
 - オ 研修・教育計画の策定および実施
 - カ 感染症対策実施状況の把握および評価

6. 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防およびまん延の防止のための研修」を次のとおり実施する。

- ① 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- ② 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。

7. 従業者に対する訓練の実施

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

- ① 内容
役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習など
- ② 訓練方法
机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施
- ③ 対象
全職員
- ④ 開催時期
11月
- ⑤ 目的

感染対策マニュアルや感染症 BCP を利用した行動確認

8. 平常時の対策

在宅においては、利用者の感染情報を正確に知ることが困難なため、すべての利用者に対し、標準予防策を徹底する必要がある。感染症マニュアルに基づき、適切な感染対策を実施する。

9. 指針の整備

感染対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

10. 指針の閲覧

「感染症の予防およびまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者および家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年6月1日から施行する。

以上

2024年4月1日作成

2025年5月29日改定